

千葉市告示第 506 号

動物の収容等について

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）第6条第1項及び千葉市動物の愛護及び管理に関する条例（平成3年千葉市条例第55号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、次の動物が抑留又は収容されたので、法第6条第8項並びに条例第12条第4項及び第6項の規定により告示します。

令和 7年 6月 16日

千葉市長 神谷 俊一

1-1 令和 7年 6月 13日 抑留又は収容

番号	抑留・収容場所	種類	毛色	性別	体格	備考
1	若葉区殿台町	猫 雑種(生後3ヵ月未満)	茶	おす	仔	

- 2 上記の動物は、令和 7年 6月 20日 までに引き取りませんと処分されます。
- 3 収容施設名及び
問い合わせ先 千葉市動物保護指導センター 住所：稲毛区宮野木町445番地1
電話：(258)7817